

第498回
三戸町議会臨時会会議録

令和3年10月13日 開会・閉会

三戸町議会

目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
<u>第1日目 令和3年10月13日(水)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	5
日程第3：諸般の報告	6
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明（日程第4）	6
日程第5：議案第58号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第4号）	7
閉会・署名	15

会期日程表

会 期 令和3年10月13日（1日間）

日 程	月 日	会議の種別	開議時間	内容
第1日	10月13日 (水)	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none">・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案の一括上程・提案理由の説明・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
議案	58	令和3年度三戸町一般会計補正予算 (第4号)	R3. 10. 13	原案可決

第1日目 令和3年10月13日(水)

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 1. 議長の報告
- 第4 町長提案理由の説明
- 第5 議案第58号 令和3年度三戸町一般会計補正予算(第4号)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員(14人)

○出席議員(14人)

- 1番 柳 零 圭 太 君
- 2番 小笠原 君 男 君
- 3番 和 田 誠 君
- 4番 越 後 貞 男 君
- 5番 乗 上 健 夫 君
- 6番 山 田 将 之 君
- 7番 栗谷川 柳 子 君
- 8番 藤 原 文 雄 君
- 9番 番 屋 博 光 君
- 10番 千 葉 有 子 君
- 11番 久 慈 聡 君
- 12番 澤 田 道 憲 君
- 13番 佐々木 和 志 君
- 14番 竹 原 義 人 君

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	馬場均君
	参事(総務課長事務取扱)	武士沢忠正君
	健康推進課長	太田明雄君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君

○教育委員会事務局

説明員 教育長
委任説明員 事務局長
史跡対策室長

慶長隆光君
櫻井学君
奥山昇吾君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）
主 幹

貝守世光君
櫻井優子君

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 498 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 498 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、10 月 8 日、午前 10 時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

10 月 13 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行い、議案を上程し、町長に提案理由の説明を求めます。次に、議案第 58 号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 3 年 10 月 13 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 10 番、千葉有子君、11 番、久慈聡君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 3、次に議長の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、指名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第 4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第 4、議案第 58 号を上程いたします。

上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

皆さん、おはようございます。本日ここに、第 498 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

初めに、先月令和 3 年度産米の生産者概算金の目安額が発表されました。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、外食産業など業務用米の需要が落ち込み、令和 2 年度産米が過剰在庫となっております。これを受け、令和 3 年産米においては、1 等米 60 キロ当たりの金額は昨年より 3,400 円引き下げられ、その下げ幅は過去最大であり、生産者の収入減少が懸念されているところであります。このような状況を鑑み、町といたしましては生産者の皆様が安心し、持続可能な水稻経営を営むことができるよう、国や県、農協など、関係機関の施策について情報収集に努めてまいります。

また、次期作に向けた種もみ購入費用の助成や、資金等の借入金に対する利子補給の助成など、町独自の支援策についても検討を進めてまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 58 号 令和 3 年度三戸町一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。本案は、令和 3 年度三戸町一般会計既決予算額 64 億 8,133 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ

1,264万円を追加し、予算総額を64億9,397万9,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業として、感染症対策に係る備品の整備等、民生費86万円、衛生費44万6,000円、教育費131万6,000円、事業者持続化支援金等、商工費1,001万8,000円を追加補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第5 議案第58号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第58号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。補足説明願います。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

議案第58号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第4号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額64億8,133万9,000円に歳入歳出それぞれ1,264万円を追加し、予算総額を64億9,397万9,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税214万3,000円を増額しております。

14款2項1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）1,049万7,000円を追加しております。新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援、感染症防止強化策に対し、交付金が交付されるものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。4ページをお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費では、二酸化炭素濃度測定器購入費86万円を追加しております。児童福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策として、換気の状態を二酸化炭素濃度により確認するものであります。

5ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生費では、血液中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーター購入費44万6,000円を追加しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による自宅療養者や濃厚接触者の増加に備えるものであります。

6ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費では1,001万8,000円を増額しております。事業者持続化支援金は、町内事業者の経営支援のため、前年、または前々

年より売上げが減少している事業者に対し、支援金を交付するものであります。事業者感染防止対策環境整備事業費補助金は、町内事業者の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る設備、物品等の購入に対し補助金を交付するものであります。

7 ページをお願いいたします。10 款 1 項 2 目事務局費では、修学旅行キャンセル料等補助金 19 万 2,000 円を追加しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、修学旅行の延期、旅行先の変更に伴うキャンセル料に対し補助金を交付するものであります。

2 項 1 目学校管理費では、感染症対策備品購入費 112 万 4,000 円を追加しております。学校施設の新型コロナウイルス感染症対策として、二酸化炭素濃度測定器のほか、空気清浄機等の感染症対策備品を整備するものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

藤原君。

○8 番（藤原 文雄君）

4 款、5 ページでございますけれども、パルスオキシメーター購入費として 44 万 6,000 円ということでございますけれども、これ、パルスオキシメーターを実際に購入して、どのような方法で運用をされるのか、具体的に説明をお願いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

パルスオキシメーターの運用方法についてのご質問でございます。まず、パルスオキシメーターであります。指を機器に挿入いたしまして、血液中の酸素飽和濃度を測定する機械であります。これによりまして、呼吸によって体内に酸素が十分に取り込んでいるかどうかというものを判断する目安とするものでございます。現在感染者に関しましては、保健所からパルスオキシメーターが貸与されるということとなっておりました。ただ、今後感染者が急激に拡大した場合、そういった場合は県の保健所からの機器が不足することも当然想定されます。また、感染者ではないものの、濃厚接触者等に対しましては、保健所からの機器の貸与というものはございません。ただ、やはり自宅で 1 人で療養される方等につきましては、非常に不安を感じる方もおられるかと思っております。したがって、そういった方から貸与のご相談がございました場合には、町からお貸しするというのを想定してございます。

以上でございます。

○11 番（久慈 聡君）

何点かあります。まず、今藤原議員のほうからも話がありましたけれども、パルスオキ

シメーターの件です。これ濃厚接触者の方の情報だったりとか、この間も一般質問させてもらいましたけれども、保健所のほうではこの人は対象ですよという情報が入った時点で、保健所のほうからはパルスオキシメーターが貸与されるという形になります。ただ、その情報が、個人情報が入ってきている状態が三戸町は分かりませんよという話をしている中で、パルスオキシメーターを濃厚接触者に貸し出そうというのであれば、どのような形で情報を取って濃厚接触者であるということを認識するのかどうか、その部分を1点聞きたいのが1つ。

それから、6ページの事業者持続化支援金について質問いたしますけれども、一番最初の町長の話にもありましたけれども、米が前年度比で3,400円も減という形で、主食米のほうは結構話が出ていますけれども、農家の方の減というのはやはり外食産業の影響が非常に大きいというところもあります。その中で、事業者持続化支援金に関しては逆に10%減という形、前年度比の対象期間のうち連続する2か月の売上げの合計金額が前年、または前年度の同期比に10%以下減少とした場合という形の定義になっているかと思うのですが、収入が年に1回しかない農家の方なんかは、どのような形で使うことが可能になるのかなというところも疑問を持っていますので、商業、工業振興費としてある事業者持続化支援金は、農家の方にも使うことができるのかどうかということが1点、そしてその定義として20%減となっていますけれども、その定義に関してはどのような形で判断されるのかというところの定義の方法というのですか、その3点お聞きいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまの2点目の事業者持続化支援金、農家の取扱いについてお答えをいたしたいと思えます。

まず、農家の方であれば、確かにお米やリンゴ、たばこの農家の方であれば、秋冬にかけて収入があろうかと思ひまして、そういう方がほとんどかと思ひます。収穫する農作物によって収入の時期が違いますので、金額は極端に大きくはありませんけれども、この期間に、この期間というのは令和3年3月から6月までの収入が前年、または前々年と比較して一定の割合減少した場合に対象になりますよということが今回の要件になってございます。昨年度も前年の収入に対して、全事業者に対して支援をしております、その際には農家の方や畜産業の方が十二、三人該当してございました。よって、この期間に減収になった方に対しての支援金というものになってございました。

以上でございます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

1点目のパルスオキシメーターの貸与に関して、濃厚接触者の情報の把握方法についてのご質問でございますが、議員がおっしゃいましたとおり、現在は町のほうでは濃厚接触者に関する情報及び感染者に関する情報というものは把握してございません。したがって、あくまでもご本人からの申出により貸与をするということで考えてございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

失礼いたしました。金額の案分の方法についてご報告をいたしたいと思えます。

今回の売上げ期間と金額のほうの対象となる期間と金額につきましては、令和3年3月から6月までのうち連続する2か月間の売上げの合計額が前年、または前々年の同期比で20%以上減少をした場合に15万円を支給いたします。減少額が30万円に満たない場合は、その金額の半分を上限額として給付することとしております。

以上です。

○11番（久慈 聡君）

まず、パルスオキシメーターに関してのほうですけれども、購入して準備するというのは、町として非常にいいことだと私は思っているのです。金額的にちょっと高いなという気がしますけれども、10台というところで、1台が4万6,000円ぐらい、4万円ぐらいかなという形になります。非常に金額が高いなというふうに感じていますが、ただ安全を考えて濃厚接触者の方だったりとか自宅療養者の方に貸し出すという形は非常にいいと思えます。ただ、それに関しての情報源というかな、本人からの申出というのであれば、それをちゃんと保健所からだったりとか、保健所の方は個人情報を知っているわけですから、保健所の方から伝えてもらう、もしくは三戸町でこういう形で備品を持っていますよという情報源を伝えるというところ、情報を伝えるというか、そこの徹底をお願いしたいなというふうに思えますし、情報が若い方だけではなく、年配の方にきちんと理解していただけるような情報発信をしていただきたいなというふうに思えます。それをお願いして、何か方法があれば、どういう形で考えているか答弁していただきたいと思えます。

それから、案分の方法といったところなのですけれども、具体的に3月から6月で収入がゼロの場合の農家の方がいらっしゃると思うのですけれども、ただその中でも非常に苦しいと、収入が少なくなっているという方たちについては、今現在対象外だから対応できないという話になるのでしょうか。それとも、1年間を通した中で20%減の場合、対応するという形になるのでしょうか。そこをお願いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

パルスオキシメーターの貸与に関しましては、議員がおっしゃいましたとおり、町民の方に伝わるようにしていきたいということで、例えば保健所のほうで濃厚接触者の方を把握した場合には、三戸町でそのような貸出し用の機器を用意していることは伝えていただくようお願いをしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2点目の質問になりますけれども、農家の方の収入がゼロだった場合ということですが、令和3年3月から6月までの収入が仮にゼロでしたらば、前年、前々年の同期、同じ期間と比べましての減少幅で対象になるならないというのが決まりますので、仮に前年、前々年も収入がなければ、減少幅がないことになりますので、対象外となります。

以上でございます。

○11番（久慈 聡君）

分かりました。事業者持続化支援金は、商工業振興費という形で農家の方も利用できるという形で認識もできましたし、どのような形で評価して整備するかも分かりました。限られた予算でありますから、できる限り平等に使っていただけるようお願いして、私は以上で質問を終わります。

○10番（千葉 有子君）

7ページ、10款の教育費、2目の事務局費です。修学旅行キャンセル料等補助金とありますが、キャンセル料等とあるのは何かキャンセル料のほかにあるのか1点と、それからこれがキャンセルしたのであれば、それに代わる思い出づくりや体験の場を、当町ではどのようなお考えなのか、2点お知らせください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

ただいまの千葉議員の質問にお答えいたします。

こちらは、三戸中学校の修学旅行に要する経費でありますけれども、当初9月1日から4日にかけて東京方面のほうに行くということにしておりました。その後、感染状況が収まらないということで5月に宮城と福島のほうに変更しております。その後、また8月に今度岩手、秋田のほうに日程も変更しまして、11月20日から22日の予定ということで変更しましたので、キャンセルではなくて企画料部分がかかってくるということで、その部分の補助ということになります。ですので、修学旅行のほうは実施するというようになります。

以上でございます。

○13番（佐々木 和志君）

先ほどの久慈議員の質問に関して、私からも1点伺いたいのですけれども、まちづくり推進課長の答弁では3月から6月までの売上げをあくまで対象とするというような答弁がありましたけれども、全協の場でも申し上げましたけれども、今年の米の概算金の下落というものは、もう明確にはっきり決まった状況の中で、町長の答弁、提案説明の中に今後の救済手段を検討していくという言葉はありましたけれども、生産者の立場になれば、その後大幅な下落に伴う不安というのは本当に大きいものがあると思います。その中で、近隣町村ではいち早くそういう下落に対しての救済措置を具体的に検討しているところ

もあるという中で、今回の持続化補助金をそういった米生産農家の皆さんが活用できるような、そういう仕組みにつくり替える、もしくは早急に町が独自の救済措置を示すということがとても重要だというふうに考えます。同じ地域内において、仮に隣町がそういう対策を示す中で、三戸町が遅れるということであれば、やはりそれは第一次産業の振興という部分、あとは第一次産業を来年も継続していこうという意欲の部分で大きな障害になるのかなというふうに思います。最低限同じ地域の中で行政が行う救済措置に差がないような取組をしていくべきだと思います。今回の持続化給付金の支給の方法について、検討をするつもりがあるか、もしくは早急に具体的な別枠の救済措置を設ける、いずれかの考えがあるのかについて答弁求めたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

佐々木議員のただいまの質問に答弁を申し上げます。

まず、持続化給付金の部分につきましては、これまでも継続をしてきた流れというものもございますので、今回提案をしたやり方で、まずはお願いをしたいというふうに考えております。また、議員の皆様からもご要望がある今回の米の下落、また農家の救済策等につきましては、各町村共に臨時議会の場で示せるものということで示してきております。三戸町も当然検討を重ねておりまして、それぞれの生産農家の経営形態、農家の方々も単純に米生産というだけではなしに様々な形態がありますので、そういった中でどのような支援策が次期作にしっかりとつながっていく、そしてまた支援の形がしっかりと示せるものとなるのか、そのことを今現在調査をしながら、検討をしているところでございます。必ず支援策は示すとともに、実行をしてまいりたいというふうに思っております。

○13番（佐々木 和志君）

数人の生産者の方からいろいろお話を伺って、その方々の考え、意見だけが全てだとは思いませんが、やはり同じような思いでいる方は相当数いると思います。繰り返しになりますが、そういう中で仮に田子町、南部町がそれだけの救済措置をやって、三戸町ではそれに劣るような救済措置、もしくはしないというようなことがないように、スピード感、時間の面と内容の面、規模の面で早急に対応していただきたいと思います。

以上です。

○7番（栗谷川 柳子君）

同じく、6ページの事業者持続化支援金についてですが、対象期間が3月から6月までということで、これは県の支援策の期間に合わせる形だと思っておりますけれども、実際に県内、県南地域、三戸も含めてコロナ感染者増加の影響で8月以降の売上げ減少が著しくて困窮されている事業者、町内にもたくさんあると思うのですが、でも対象期間は6月までということで、実際に8月以降、非常に困窮している事業者に対して、現時点で分かる範囲で構いませんけれども、県の新しい支援策が何かあるのかという情報はあるのでしょうか

か。というのは、県のほうで支援策を検討している、または予定しているということであれば、また県が例えば 30%以上の減少に対しての支援だとしたら、やはりまた 20%以上 30%未満の事業者というのは出てくると思いますので、そこに対して当町でも対象期間を 3月から6月までから延長等をして9月までとか、そういう措置を取る予定はあるのでしょうかという質問です。

○町長（松尾 和彦君）

栗谷川議員の、まず今後のということであろうと思います。持続化支援金につきましては、ただいまのところは県のほうから9月以降の部分というもののアナウンスはされておりません。しかし、今後の国の対応等もございますので、町としてはしっかりと、非常に県内経済に影響の大きかった部分でありますので、県のほうに対しても要望はしていきたいというふうに考えております。

○2番（小笠原 君男君）

6ページの持続化支援金についてお伺いします。

農家につきましては、県のほうの支援金もございましたけれども、やはり周知不足ということもありまして、なかなか申込みされていない方々が多数あったというのを聞いております。また、知らなかったという方々もありましたので、今回は農家のほうにも徹底して周知して、申込みをしていただけるような形を取っていただければいいなというふうに思っておりますが、周知の方法について、どういう方法で行っていくのかということと、今回もまた支援金については税務対象となると思いますので、その辺の税務対象は幾らになるのか、まずその辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午前10時37分）

休 憩

（午前10時38分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、周知の方法につきましてお知らせをいたします。まず、今週中にチラシの新聞折り込みをするほか、今回商工会の会員のほうにもお知らせするつもりがありますので、前

回申請者と、あと商工会の会員のほうには直接郵送と、あと併せて町のホームページへの掲載とSNSで発信をします。また、町内回覧につきましては、来週を予定してございます。一応申請の期間につきましては、10月19日から11月30日までを申請の期間としてございます。

あと、支援金につきましては、収入として見ることになりますので、控除の対象にはならないというものになります。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第498回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前10時40分 閉会

署 名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

.....

署名議員

.....

署名議員

.....